

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法がスタートします

「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」は、国の行政機関、地方公共団体など、民間事業者における

障害を理由とする差別がなくし、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

ポイント

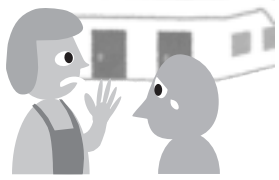
しょうがいしゃを理由とする差別の禁止

ふとう さべつてきと あつか きんし 不当な差別的取り扱いの禁止

しょうがいしゃを理由として、せいでう りゆうなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。



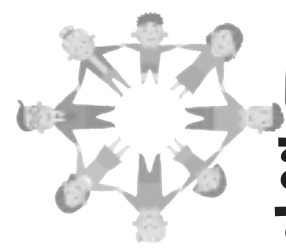
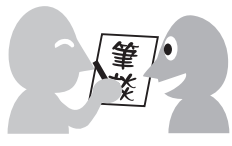
れい しょうがいしゃを理由にアパートを貸してもらえない



こうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供

しょうがいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的配慮を行うことが求められます。

れい ひつだん よ あげ など、しょうがいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること



ほうりつ つぎ さだ 法律では次のように定められています

く ぶん 区 分	ふとう さべつてきと あつか 不当な差別的取り扱い	こうりてきはいりよ ていきよう 合理的配慮の提供
くに ぎょうせいきかん ちほうこうきょうだんたい 国の行政機関・地方公共団体	ふとう さべつてきと あつか きんし 不当な差別的取り扱いが禁止	こうりてきはいりよ おこな 合理的配慮を行わなければなりません
みんかんじぎょうしゃ こじんじぎょうしゃ IPバー 民間事業者（個人事業者、NPO などの非営利事業者も含まれます）	ふとう さべつてきと あつか 不当な差別的取り扱いです	こうりてきはいりよ おこな つと 合理的配慮を行うよう努めなければなりません

【制度に関するお問い合わせ先】

- 福祉課 しょうがい福祉係
☎ 381-1031 FAX 381-1073
- しょうがいしゃ支援センター
(いきいきセンターさわかち内)
☎ 802-5004 FAX 387-8655

【制度に関する詳細】
ないかくふ しょうがいしゃさべつかいしょうほう
内閣府ホームページで「障害者差別解消法」と検索してください。

※社会的障壁とは？

しょうがいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

つうこう りようしにくい せつ せつび せいど
通行、利用しにくい施設、設備や制度のほか、しょうがいのある方への偏見やしょうがいの存在を意識していない慣習、文化など。

- れい まち だんさ
例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車いすは進めなくなります
- れい しょうらい
例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます
- れい ホームページ
例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません

行政不服審査法の全部改正

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができ
る制度（国・地方に共通）が、
公正性の向上、使いやすさの
向上などの観点から、約50年
ぶりに抜本的に見直されまし
た。

平成28年4月1日以降にさ
れた処分に対する不服申立て
から、新しい不服申立制度が
適用されます。

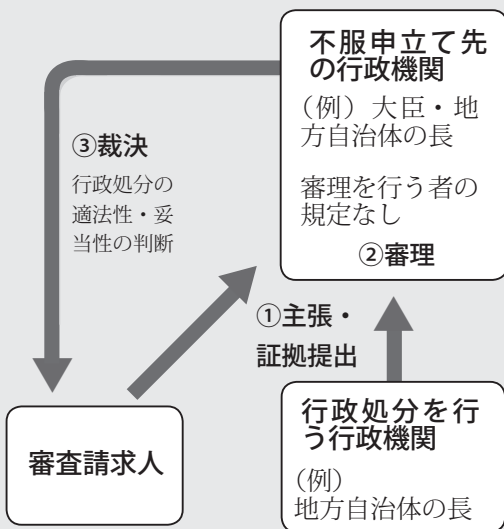


・主な改正点・

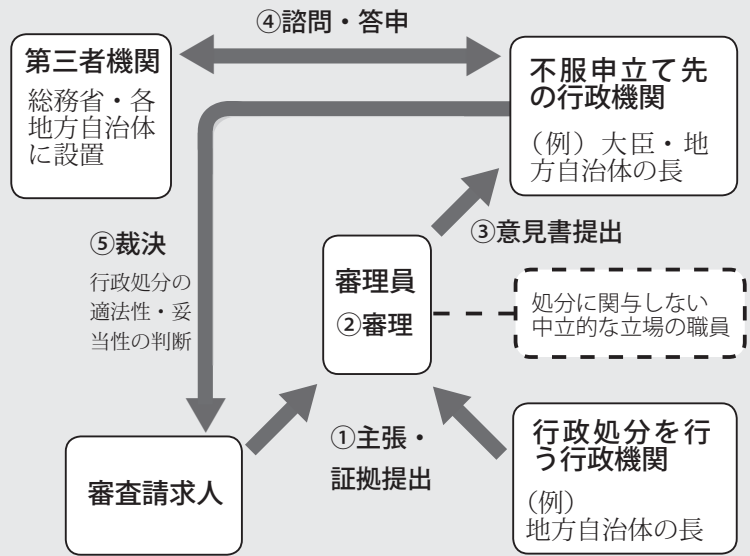
- 1 不服申立ての種類の一元化**
「審査請求※1」と「異議申
立て※2」の異なる2つの不服
申立ての手續が、原則として
審査請求に一元化されます。
- 2 審理員制度の導入**
一定の要件を満たす職員を
審理員として指名し、中立的
な立場で公正な審理を行いま
す。
- 3 第三者機関への諮問手續
の導入**
有識者で構成される第三者
機関が新たに設置されます。
この第三者機関が事前に判断
の妥当性をチェックします。
- 4 審査請求期間の延長**
従来の60日間から3か月間
に延長されます。
- 5 不服申立てに前置の見直し**
不服申立てに対する判断の
後でなければ、裁判所への出
訴（訴え出ること）ができな
いことについて見直しがされ
ました。これにより、直ちに
出訴できるものが増えます。
【詳細】 総務部総務課法制係
☎ 381・1065

※1 「審査請求」…処分庁に上級行
政庁がある場合の上級行政庁に対
して行う不服申立て
※2 「異議申立て」…処分庁に上級
行政庁がない場合に処分庁に対し
て行う不服申立て

従来の制度



新たな制度



政策などに関する資料の公開

「えべつ未来づくりビジョ
ン」(第6次江別市総合計画)の
推進に関する資料として、
平成28年度「施策展開方針
計画書」・「えべつ未来戦略推進
計画書」・「事務事業評価表(改
革版)」を公開します。

【公開場所】市役所本庁舎1
階情報公開コーナー、情報図
書館、市ホームページ

【詳細】政策推進課

☎ 381・1295

市民参加予定事業のお知らせ

市民の皆さんがより市政へ
参加いただけるよう、委員の
公募やパブリックコメントな
ど、平成28年度の市民参加予
定事業を取りまとめ、左記の
所で配布しています。

なお、現時点の予定のため、
変更となる場合がありますの
で、ご了承ください。

【配布場所】政策推進課(市
役所本庁舎2階)、市役所本
庁舎1階情報公開コーナー、
市役所大麻出張所、水道庁舎、
情報図書館、市民会館、各公
民館、豊幌地区センター、野
幌鉄南地区センター、市ホー
ムページ

【詳細】政策推進課

☎ 381・1033